

弘田委員長 ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。  
本日は、議員定数問題等に関する課題について御協議願うためお集まりをいただきました。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。  
まず、本日の資料について、事務局に説明させます。

飯田議事課長 本日お示ししております資料について、簡単に御説明いたします。  
まず、資料1を御覧ください。この表は、最新の令和6年9月の推計人口による議員定数等の試算表でございます。前回お示しした6月の推計人口と比較しますと、表の一番下、左のほうに県全体の人口を記載していますけれども、県人口は65万6,390人となり、前回と比べて2,156人減少しております。市町村単位で見えますと、全ての市町村で減少しておりますが、皆様の議論の基となります、配当基数や基礎定数、配当順位など大きな変動はありませんでした。  
次に、資料2を御覧ください。前回お示しした議員定数問題等に関する課題でございます。本日はそれぞれの項目に沿って、各会派の御意見をお伺いすることとしております。  
そのほかには、前回の協議の中で、他県の現状についての御意見もございましたので、全国都道府県議会議長会が集計した令和5年統一地方選挙及びその他一般選挙に係る議員定数等に関する調査の結果を、委員会終了後に各委員の皆様にお配りいたしました。その資料も併せてお示ししておりますので、御参考にお願いします。  
資料の説明は以上でございます。

#### 1. 議員定数問題等に関する課題について

弘田委員長 それでは初めに、資料2の議員定数問題等に関する課題についてであります。  
議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての課題については、今後の調査検討の進め方と併せて各会派で考え方を取りまとめていただき、今回の委員会でそれぞれの御意見をお伺いすることとしておりました。  
それでは、各会派の検討結果をお伺いしたいと存じます。  
まず、自由民主党からお願いします。

西内委員 現在、配当基数0.5を下回る選挙区はありません。また、参議院の合区解消に取り組む我々としたしましては、特例が適用できる選挙区の合区や、新たな任意合区を進める立場にもありません。したがって、現時点において、選挙区等の見直しは不要との立場です。  
議員定数については、都市部と中山間の声がバランスよく県政に働く環境を維持しつつ、委員会の議論の幅や深さを担保するため、現定数を維持するとの考えでございます。

弘田委員長 日本共産党。

- 岡田(芳)委員 議員定数と選挙区のことですけれども、現行 37 人ということで、定数 1 を解消するというのが我々の基本的な立場です。定数 1 の選挙区では、無投票も多くなっていますし、いわゆる死票も多く出るということもあって、選挙区の見直しと併せて定数も考えるということが必要ではないかと。ただ、定数の減は考えておりません。
- それから、選挙区別の議員定数の問題ですけれども、議員 1 人当たりの人口に対する、いわゆる強制合区の可能性がある 0.5 を下回った場合に、これは来年の国勢調査を待たなければ何とも言えないわけですけれども、それを見て最終的には決めなければならないと思いますし、特例措置もいつまでも何回も繰り返すということも不正常かなというふうに思っていて、県民の理解も得られないのではないかと思います。様々な歴史的な経過もあるとは思いますが、人口比例によって公平に割り振られるというのが基本だと思っております。選挙区の定数の逆転の問題は、現在発生しておりますので、ここはしっかり議論をして、見直すべきは見直していくということが大事ではないかというふうに考えているところです。
- 弘田委員長 一燈立志の会。
- 武石委員 基本的には、自由民主党の西内委員がおっしゃった考え方と同じです。割り算をやって出てきたその数字で線引きをするっていうのが、今の高知県になじむのか、私はなじまないと思っています。やっぱり一番大きな課題は中山間地域をどうやって暮らしやすい、安心して安全に暮らせる住みやすい地域にするかということですし、その中で、そのこの選出の県議会議員の活動というのは非常に重要です。それを割り算をして数字が出たからといって、どこかとかくっつけるとかそんなことでは、ますます中山間地域は疲弊する。その分、議員の日頃の活動も問われていると思うので、そういう自覚をしっかりと胸に刻んで議員として活動をしていく。数字に踊らされる気は全くないという考え方でこの委員会に臨みたいというふうに思います。
- 弘田委員長 県民の会。
- 橋本委員 議員定数については現状維持。
- 選挙区については、高知県議会議員は 1 人区選挙区が多く、全国で 3 番目になっています。全国的に、都道府県議の 1 人区選挙区では、複数人区に比べて、無投票が 52.6 パーセントと、有権者の審判を経ずに決まっています。一般論ではありますけれども、無投票が多くなると有権者の投票権の行使を奪う結果になるとも言われていることから、1 人区解消に努めることが望ましい。ただし、高知県の地理的状況や人口偏在などを考えると、公職選挙法の規定や、逆転現象の選挙区もあることから選挙区ごとに適切な判断が必要だというふうに思います。
- それから、選挙区別議員定数ですけれども、法にのっとって人口比例を原則として、経済、文化、歴史、地理的な背景も考慮して中長期的に選挙区のあるべき姿を示すのがベストということになります。この特別

委員会の時間もまだかなりありますので、できれば中長期にわたってあるべき姿をしっかりと示していくというような議論は避けては通れないのではないかとということが我々の見解です。

それから、具体的に逆転現象区の解消、強制合区の可能性がある選挙区の調整、そして市の任意合区における隣接市町村との調整、配当基数に限りなく近づける努力、そして公選法第 271 条による特例選挙区の可否、これをしっかりと委員会で求めたいと思います。

弘田委員長

公明党。

西森(雅)副委員長

まず、議員定数に関しては現状のままでいいというふうに思っています。

続いて、選挙区でありますけれども、公職選挙法第 15 条で様々な要件がつけられています。例えば、選挙区は市は一つの区域であるとか、隣接する町村を合わせた区域を基本として条例で定める。法律を基本として条例で定められておりますので、今の状況でよいのではないかとというふうに思っております。

強制合区に関しましては、来年の国勢調査で数値が出てくると思っていますので、そのときになってどうなっているのかということになるかと思えます。昭和 41 年 1 月 1 日時点に設けられている選挙区については、当該区域の配当基数が 0.5 未満となった場合でも当分の間、この当分の間ということに関しては、もし 0.5 を切るということが出てきた場合に、この当分の間をどれくらい見越していくのかという議論はしないといけないのではないかと考えています。

あとは、公職選挙法第 15 条に基づいて定められておりますので、今の状況でよろしいのではないかと。

黒潮町に関しては、数値がどうなるのかということがありますので、見守っていきたいというふうに思っております。0.5 を下回るということになればどうするかという議論をしなければならないというふうに思っております。

選挙区別の議員定数に関しても、現状でよろしいのではないかとというふうに考えています。

弘田委員長

それでは、各会派の基本的な考え方をお伺いいたしましたので、本日の協議はこの程度にとどめたいと思います。今後は、本日お示しいただいた考え方を軸に、それぞれの課題についての協議を進めてまいりたいと思います。

また、今後の調査検討の進め方につきましては、それぞれの御意見を踏まえて、正副委員長で調整の上、次回の委員会でお示ししたいと思っておりますので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長

なお、本日お伺いした御意見は、事務局にまとめさせ、後日、各委員に配布させますので、各会派で検討願います。

2. その他

(1) 次回開催日について

- 弘田委員長 最後に、その他として、次回の委員会開催日についてであります。参考までに、資料3に11月、12月の日程表をお配りしておりますので、御覧ください。  
次回の開催日につきまして、12月3日か4日を考えていますが、御都合はいかがでしょう。
- 武石委員 できれば4日ありがたい。
- 弘田委員長 4日という御意見が出たのですが、4日は皆さん御都合が悪いとかは。
- 塚地委員 結構です。
- 弘田委員長 それでは、次回の委員会は、12月4日10時から開催することといたします。

(2) その他

- 弘田委員長 最後に、その他で何かございませんか。
- 武石委員 他県の検討具合とか、そういう情報もあればまた参考にしたい。いつまでにとかいうほどではないですけども。
- 弘田委員長 それでは、事務局に他県の状況を調べて…。
- 塚地委員 一定、示されていますよね、資料で配られていて。
- 西内委員 ペーパーレス会議システムにありますね。
- 弘田委員長 配られておりましたので、それでは、以上で本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。